

「追加設置」および「入替設置」を申請する場合、「新規設置」の公募兼交付申請と必要な要件が異なりますので以下を確認のうえ、データ入力やアップロードを行ってください。

対象となる申請と必要な要件の違い

	対象となる申請	必要な要件
【追加設置】	高速道路 S A・P A 及び道の駅等への充電設備設置事業	既設充電設備の利用頻度が高く、充電渋滞の緩和を目的としていること。
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	
	マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	電気自動車等のさらなる普及につながること
【入替設置】	高速道路 S A・P A 及び道の駅等への充電設備設置事業	・既設充電設備を設置してから 8 年間が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置すること。(空白地域以外)
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	・既設の公用急速充電設備が 8 年以上経過しており、それが撤去されれば空白地域と同様の状況となること。また新規に設置する充電設備と入れ替えに当該既設充電設備を撤去する予定であること。(空白地域)

注意：追加設置と入替設置については、上記のように考え方や要件が異なりますので、申請を行った後で変更（追加設置を入替設置へ変更など）はできません。